

一般社団法人 日本高度実践看護学会 正会員及び賛助会員（団体）の年会費細則

（目的）

第1条 この細則は、一般社団法人 日本高度実践看護学会定款の規定(以下、定款)に基づき、本学会の運営に必要な正会員及び、賛助会員（団体）の年会費について定める。

（会費の額）

第2条 定款第3章第7条に規定する日本高度実践看護学会が定める年会費は、会員の区分別にそれぞれ次のとおりとする。

- 1) 正会員の会費は、年額 7,000 円とする。
- 2) 賛助会員（団体）の会費は、年額 30,000 円とする。

（会費の納入、会費、会計）

第3条 会費は、本会の指定する日までに該当年度分を納めなければならない。

（改廃）

第4条 この規則の改正は、日本高度実践看護学会理事会の審議を経て総会の決議により行う。

第5条 正会員、賛助会員（団体）は、定められた会費を当該年度までに納入するものとする。

- 1) 正会員は、会費として年額 7,000 円を当該年度までに納入するものとする。
- 2) 賛助会員（団体）は、会費として年額 30,000 円を当該年度までに納入するものとする。
- 3) 正会員、賛助会員（団体）は、年度末までに退会の申し出をしない限り、自動的に次年度会員として継続される。当該年度を過ぎての退会希望は受け付けられない。
- 4) 退会を希望する場合、当該年度の会費の納入が必要であり、年度途中の退会であっても年会費は返金されない。
- 5) 年会費が2年間未納の場合は、正会員、賛助会員（団体）の資格を喪失する。

第6条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

（附則）

この細則は令和7年4月1日より施行する。